保険料の納付 被保険者証の更新について

後期高

に保険料決定通知・ また、 平成23年度の後期高齢者医療保険料額が決まりましたので、 現金で納めていただく人には、 納入通知書を郵送します 納付書も併せてお届け します フ月中旬

納付方法

年金からの天引き になります ただし、 保険料の納 特別徴収の 付方法は、 (特別徴収) 事由に該

歳になった人、当しない人や、 転入した人は、 納付書や口座振他の市町村から年度の途中で75 による納付とな

口座振替をご利用ください

納付書による納付となってい

便利な口座振替をご利

に申出書を提出と各地域局、各地域 引き 手続き完了までに、 かかる場合があります ることもできます。 なお、 希望される場合は、 (特別徴収)を口座振替に 年金からの保険料の天 金融機関 各地域市民センタ してから、 の受付 保険課、

融機関で口座振替の手続きを行に申出書を提出してから、各金 てください



用ください る人は、

手続きは、

市指定金融機関な

「市税等口座振

後期高齢者医療被保険者証(水色)

か月程度 か 5

保険課健康保険係(☎②0258)

岡山県後期高齢者医療広域連合

(**2**086-245-0090)

被保険者証の更新について

です。 限は、 高齢者医療被保険者証の有効期 現在、 平成23年7月31日旧まで お手元にお持ちの後期

3 割 直しを行っています 前年の所得などの判定により見 部負担金割合は、 担をお願 医療機関の窓口で (現役並み所 して 、ます。 毎年8月 1割または の自

される際には、 新しい 必ず新し 被保険者 ので、 被保 この

い。 険者証を窓口に提示してくださ

◇ 一部負担金の割合

■問い合わせ

8月以降に医療機関などで受診 証(写真)をお届けします 7月中旬に、

医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。

EMMA VINE CAN I BALLEVILLE WITH COURT OF THE MANAGEMENT OF THE MAN		
所得区分	判定基準	一部負担金割合
現役並み所得者	住民税の課税所得額(各種控除後)が145万円以上ある人や、その被保険者 と同じ世帯にいる被保険者	3割
— 般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人	
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)	
低所得者 I	世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人および老齢福祉年金受給者	

成羽工業団地へ 成羽ポートリー株式会社 新GPセンターが完成



今年3月から成羽町下日名の成羽工業団地に 建設を進めていた成羽ポートリー株式会社(竹 内幸三 社長) の新 GP センター (鶏卵の洗卵 選別施設)が完成し、7月2日(土)にしゅん工式 が行われました。

成羽ポートリー株式会社は、成羽町小泉に養 鶏農場を持つ坂本産業株式会社(笠岡市)が、 事業拡大と効率化を図るため100%出資し、昨年 12月に設立。今年1月には同工業団地へ進出す るため、市と企業立地協定を締結しました。

同センターは鉄骨平屋2,290㎡で、1時間に 最大6万個の卵が処理できる最新機器を導入。 安心・安全を追求し、新鮮でおいしい鶏卵を 消費者のもとへ届けます。

■問い合わせ 商工観光課商工係(☎②0229)

係(☆②0281)■問い合わせ 福祉

福祉課社会福祉

8時30分~午後5時15分です。受付は、平日(月~金)の午前

◎設置期間…9月30日金まで

各支所

・福祉課、

市民課

各地域局、各地域市民センタ 市社会福祉協議会本所および

町が移転している福島県二本松

町二本松事務所へ6月

職員派遣要請があり、

市は、

から被災者支援事務の

◎義援金箱設置場所

▽2654万5347円

(6月

原子力発電所から20キロ圏内福島県双葉郡浪江町(福島第

義援金総額

2名2週間体制で年度末まで

い合わせ

続き来年3月末まで、 で派遣することにして で派遣しています。 4日から職員2名を2週間交替 います。 同じ体制 後も引き

総務課職員係

落合ふれあい公園が オープンしました



ローラー滑り台、スライダー、アーチ型ネット通路、トンネル通路 クライミング・ウォール、うんてい、丸太登りなどの総合遊具 (写真: 左が幼児用、右が児童用遊具です)

落合町阿部地区に「落合ふれあい公園」が、7月15日に オープンしました。

公園の全体面積は約6,600mで、芝生広場・遊歩道をは じめ、児童用・幼児用総合遊具、健康遊具を設置し、小 さなお子さんからお年寄まで幅広い年齢層の人が利用で きる施設になっています。

憩い・交流・健康づくりの場としてご活用ください。

■問い合わせ 都市整備課都市計画係(☎②0238)



